

新たな防火規制の導入について

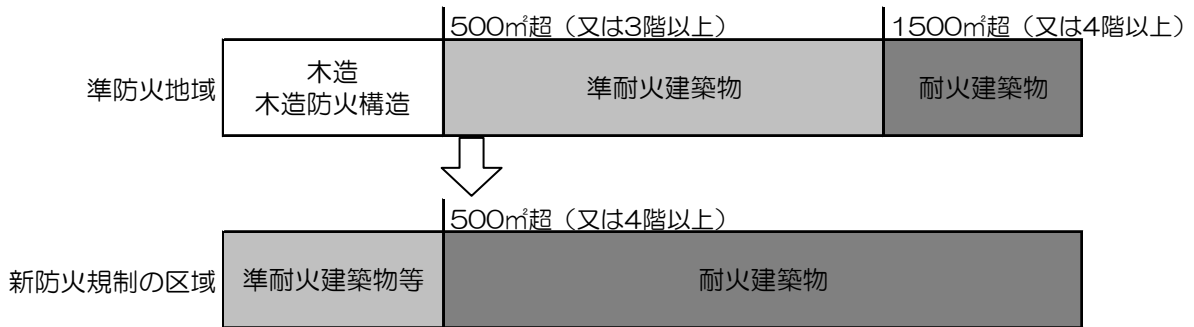
都市開発課防災まちづくり担当

1 新たな防火規制の概要

東京都建築安全条例第七条の三に基づき知事が指定する区域について、同条第2項に規定する防火規制を適用する。

＜防火規制の内容＞

- ・ 原則として、区域内の全ての建築物は、準耐火建築物以上（一定の技術的基準に適合する建築物は除く。）とする。
- ・ 上記のうち、延べ面積が 500 ㎡を超えるものは耐火建築物とする。



2 大田区における新たな防火規制の導入について

平成 24 年 4 月 18 日
「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議地震部会が発表。

平成 24 年 6 月 1 日策定の大田区総合防災対策における大田区緊急防災対策実施方針（ハード部門）において、延焼火災対策として、全区的に新たな防火規制の導入を検討することとした。

＜参考＞ 新防火規制の導入に向けた今後のスケジュール（想定）

区分	平成24年度							平成25年度															
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月						
東京都																		区域指定に関する検討	区域指定案決定	広報登載(告示)			
大田区																		区域等に関する指定方針の検討	区の導入方針(区域等)決定	区域指定検討案決定	区内意見集約	の区域意見指照定会案	新防火規制施行・運用開始
都市計画審議会																			都市計画審議会(導入に関する報告)	都市計画審議会(指定案に関する報告)			
区民対応等																		区政サポーター意向調査	区報臨時号発行	住民説明会①(パブリックコメント)	住民説明会②(パブリックコメント)	区報臨時号発行	